審　査　基　準

令和７年３月10日作成

法　　令　　名：警備業法
根　拠　条　項：第23条第５項において準用する第22条第６項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第15条第３項、第４項、第５項（合格証明書の再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：14日
申　　請　　先： 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課　017-723-4211
備　　考：